

みやざき木の建築D Xツール導入支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 1 7 日
環境森林部山村・木材振興課

（趣旨）

第 1 条 県は、3次元情報管理システム（以下「B I M」という。）等の導入により木造建築におけるD X化を推進するため、予算で定めるところにより、みやざき木の建築D Xツール導入支援事業実施要領（令和 8 年 7 月 17 日定め。以下「要領」という。）に定める事業主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県税に未納がないこと。
- （2） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （3） 前条の補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （4） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

（申請書に添付すべき書類等）

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様

式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費が確認できる見積書等
- (2) 事業内容が確認できるカタログ等
- (3) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 法人にあっては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (5) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の増減又は補助金額の30%以内の減とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあ

った年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第1号)

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長(以下「農林振興局長等」という。)を経由しなければならない。ただし知事が農林振興局長等を経由することが適当ではないと認める場合にはこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和8年7月17日から施行し、令和8年度の予算に係るみやざき木の建築DXツール導入支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率
みやざき木の 建築DXツール 導入支援事業 補助金	補助事業者が実施する、木造建築のDX推進に向けたBIMシステム等の導入等に要する次の経費 ・謝金 ・機械装置等費（ソフトウェア、情報システムの購入、構築、借用に要するもの） ・使用料及び賃借料 ・技術導入費 ・委託料	2分の1以内

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

みやざき木の建築DXツール導入支援事業事業計画書（実績書）

1 申請者名

事業実施 主体名			
役職名 代表者名			
申請者区分	みやざき木の建築推進協議会 ・ プレカット事業者		
事業実施主体 所在地	〒 ー		
担当者名		電話	
メール		FAX	

2 申請内容

区分	事業費（円）	経費の区分（円）		事業内容	事業期間	備考
		県補助金	その他			
合計	0	0	0			

※事業内容には補助対象経費の内容を記入すること。

※備考にはメーカー及び製品名等を記入すること。

3 木造非住宅建築物の建築計画

単位：件

計画				
事業年度	令和 年	令和 年	令和 年	計
令和〇年				

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

【添付書類】

- ①事業計画書に添付する書類
- ・補助対象経費が確認できる書類（見積書）
 - ・事業内容が確認できる書類（カタログ等）
- ②事業実績書に添付する書類
- ・DXツール導入、講習等に要した経費が確認できる書類（領収書等）

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位　：　円）

区　　分	予算額	決算額	増減	備考
県補助金				
自己資金				
合　　計				

2 支出の部

（単位　：　円）

区　　分	予算額	決算額	増減	備考
事業費				
合　　計				

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

法人名
(団体名)

代表者
氏 名

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- ☐ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- ☐ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。
→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

市（町・村）確認印

(2) 特別徴収義務がない

- ☐ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- ☐ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。
→ 確認印を受けてください。

誓 約 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

法人名
(団体名)

代表者
フリガナ
氏 名
生年月日

年 月 日（性別）

私は、令和 年度みやざき木の建築D Xツール導入支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

補助事業者

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年度
みやざき木の建築D Xツール導入支援事業補助金について、みやざき木の建築D Xツール
導入支援事業補助金交付要綱第11条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費
税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |